

神戸市ライフパートナー制度実施要綱

令和5年12月7日制定

令和6年3月19日改正

令和7年3月19日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、「“こうべ”の市民福祉総合計画 2025」の基本理念に基づき、全ての市民が多様性の理解を広げ、人権を尊重し、互いに関わりあいを持ち、協力することで、助けあいながら暮らしていくことができる社会の実現をめざし、神戸市ライフパートナー制度の実施について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、「ライフパートナー」とは、互いを人生のパートナーとして尊重しあい、日常生活においても対等な立場で継続的な共同生活を営んでいる又は営むことを約した関係であることをいい、「宣誓」とは、ライフパートナーを形成している者同士が、互いにライフパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 ライフパートナーの宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方とも民法(明治29年法律第89条)第4条に定める成年に達していること
- (2) 一方若しくは双方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること
- (3) 双方とも婚姻しておらず、かつ、宣誓しようとする相手方以外と事実婚の関係がない、又はライフパートナーの関係を形成していないこと
- (4) 民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない者同士の関係にないこと。ただし、宣誓をしようとする者同士が養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、ライフパートナー宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)に次に掲げる書類(いずれも発行から3か月以内のもの)を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(転入予定の場合は、市内へ転入する予定が記載された転出証明書の写し等その事実が確認できる書類)
- (2) 現に婚姻していないことを証明する書類

2 宣誓をしようとする者は、本人を確認するものとして、次の各号のいずれかに該当するものを提示するものとする。

- (1) マイナンバーカード(個人番号カード)
- (2) 旅券(パスポート)
- (3) 運転免許証
- (4) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、資格者証であって

本人の顔写真が確認できるもの

(5) その他前各号に掲げる書類に準ずるものとして、市長が必要と認める書類

3 市長は、宣誓をしようとする者の一方又は双方が、やむを得ない理由により自ら宣誓書に必要事項を記入することができないと認めるときは、宣誓をしようとする者以外の者に代筆させることができる。

4 市長は、宣誓日時等について、あらかじめ宣誓しようとする者と調整するものとする。

5 第2項から前項までの規定は、第7条から第10条第1項において準用する。この場合において、第2項から前項までの規定中「宣誓しようとする者」とあるのは、「宣誓者」と読み替えるものとする。

(通称名の使用)

第5条 宣誓しようとする者は、市長が特に理由があると認めるときは、宣誓書に通称名を使用することができる。この場合は日常的に当該通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓時に提出するものとする。

(受領証等の交付)

第6条 市長は、第4条の規定により宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）が第3条各号に規定する要件を満たしていると認めるときは、ライフパートナー宣誓書受領証（様式第2号）及びライフパートナー宣誓書受領証カード（様式第3号）（以下「受領証等」という。）を交付するものとする。

(変更の届出等)

第7条 宣誓者は、ライフパートナー宣誓書に記載した内容に変更が生じたときは、ライフパートナー宣誓内容変更届（様式第4号）に受領証等及びその変更が確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更届の提出があったときは、その内容を確認し、変更後の内容を記載した受領証等を交付するものとする。

(宣誓書記載内容証明書の交付)

第8条 宣誓者は、第10条各号に該当する場合を除き、ライフパートナー宣誓書記載内容証明書交付申請書（様式5）を市長に提出することにより、ライフパートナー宣誓書記載内容証明書（様式6）の交付を受けることができる。

(受領証等の再交付)

第9条 宣誓者は、受領証等を紛失し、又は著しく毀損し、若しくは汚損したときは、ライフパートナー宣誓書受領証等再交付申請書（様式第7号）を提出し、再交付を受けることができる。

(受領証等の返還)

第10条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、該当したときから宣誓書等を無効とし、ライフパートナー宣誓書受領証等返還届（様式第8号）を提出し、受領証等を市長に返還しなければならない。

- (1) ライフパートナーの関係が解消されたとき
- (2) 宣誓者の一方が死亡したとき
- (3) 双方が市内に住所を有しなくなったとき

(4) 前各号のほか、要件に該当しない、若しくは虚偽の事実が判明したとき

- 2 市長は、宣誓者が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、受領証等が返還されたものとみなすことができる。

(他の自治体と連携を図る場合の取扱い)

第11条 自治体間連携ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）に参加している連携自治体において宣誓書受領証等（以下「受領証等」という。）の交付を受けている者が、本市への住所の異動後も引き続きライフパートナー関係を継続するときは、受領証等の交付を受けることができる。ただし、本条第3項の同意が得られない場合はこの限りではない。

- 2 前項の規定による交付を受けようとする者（以下「継続申告者」という。）は、ライフパートナー継続申告書（様式第9号。以下「継続申告書」という。）に、次に掲げる書類を添付して提出するものとする。この場合において第4条第2項から同条第4項までの規定を準用する。

(1) 連携自治体が交付した宣誓書受領証

(2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

- 3 継続申告者から前項の規定による書類の提出があった場合、遅滞なく転出元である連携自治体に通知することとし、同通知を行うときは継続申告者の同意を得ることとする。

- 4 前項までの規定により宣誓書受領書の交付を受けた継続申告者に対して、第5条及び第7条から第10条を準用する。この場合において「宣誓者」とあるのは「継続申告者」、「宣誓書」とあるのは「継続申告書」とそれぞれ読み替えるものとする。

(宣誓書等の保存期間)

第12条 市長は、宣誓者又は継続申告者のライフパートナーの関係が継続している限り宣誓書又は継続申告書を保存するものとする。ただし、第10条の規定により受領証等が返還されたとき、若しくは返還されたとみなしたとき、又は宣誓者の双方が宣誓書の廃棄を希望するときは、これを廃棄することができる。

(定期連絡)

第13条 市長は、第6条又は第11条の規定により受領証等を交付した宣誓者又は継続申告者に対して、概ね3年ごとに宣誓内容の変更の有無等を確認するものとする。

(市民及び事業者への周知啓発)

第14条 市長は、市民及び事業者に対して、この要綱の規定に基づいて行われた宣誓の趣旨が理解され、宣誓者に対して適切な対応が行われるよう、周知啓発に努めるものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

ライフパートナー宣誓書

（あて先）神戸市長

私たちは、神戸市ライフパートナー制度実施要綱に基づき、互いを人生のパートナーとし、
日常生活において相互に協力しあうことを宣誓し、署名します。

			宣誓日	年	月	日	
宣 誓 者	住 所						
	ふりがな						
	氏名又は通称名 (自署)						
	戸籍上の氏名 (通称名使用の場合)						
	生年月日	年	月	日	年	月	日
	電話番号						
e-mail							

代 筆 者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

ライフパートナー宣誓にあたっての確認書

私たちは、神戸市ライフパートナー制度実施要綱に基づき、以下の内容を確認したうえで、ライフパートナーの宣誓を行います。

(自署)

氏名.....

(自署)

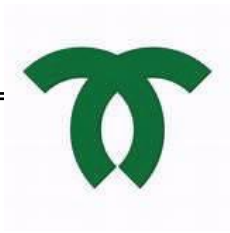
氏名.....

※必ずお二人で確認してください。

確 認 事 項			
要 綱	項 目	回答（該当するものに「 ☒ 」）	
第 2 条	（関係性） 互いを人生のパートナーとして尊重しあい、日常生活においても対等な立場で継続的な共同生活を営んでいる又は営むことを約した関係であること	☐ 該当する	☐ 該当しない
第 3 条 第 1 号	（年齢） 双方が民法(明治 29 年法律第 89 条)第 4 条に定める成年に達していること	☐ 該当する	☐ 該当しない
第 3 条 第 2 号	（住所） 一方若しくは双方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること	☐ 該当する	☐ 該当しない
		転入予定者氏名..... 転入予定年月日.....年 月 日..... 転入予定者氏名..... 転入予定年月日.....年 月 日.....	
第 3 条 第 3 号	（婚姻等の有無） 双方が婚姻しておらず、かつ、宣誓しようとする相手方以外と事実婚の関係がない、又はライフパートナーの関係を形成していないこと	☐ 該当する	☐ 該当しない
第 3 条 第 4 号	（近親者でないこと） 民法第 734 条から第 736 条までに規定する婚姻をすることができない者同士の関係にないこと（宣誓者同士の養子縁組は除く）	☐ 該当する	☐ 該当しない

《添付書類について》
以下の書類を添付して提出してください。
①住民票の写し又は住民票記載事項証明書で発行から 3 か月以内のもの
②本籍地市町村発行の戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）又は独身証明書で発行から 3 か月以内のもの
（転入予定の場合は、市内へ転入する予定が記載された転出証明書の写し等その事実が確認できる書類）
外国籍の方は、在日本大使館等の発行する婚姻要件具備証明書又は独身証明書等で発行から 3 か月以内のものに日本語翻訳を添付
③通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類

《本人確認について》
マイナンバーカード（個人番号カード）、旅券（パスポート）、運転免許証などを提示してください。



ライフパートナー宣誓書受領証

（宣誓者）

（宣誓者）

.....
（ 年 月 日生）

.....
（ 年 月 日生）

住所.....
.....

住所.....
.....

宣誓日.....年.....月.....日

交付番号.....

神戸市ライフパートナー制度実施要綱の規定に基づき、ライフパートナー宣誓書を
受領したことを証します。

年 月 日

神戸市長

署名印字

○戸籍上の氏名等（通称名を使用している場合）

（宣誓者）

（宣誓者）

○再交付年月日等

《注意事項》

○次の場合には、ライフパートナー宣誓書受領証等を返還してください。

- （1） ライフパートナーの関係を解消したとき
- （2） 一方が死亡したとき
- （3） 双方が市内に住所を有しなくなったとき
- （4） 前各号のほか、要件に該当しない、若しくは虚偽の事実が判明したとき

○この受領証を紛失、毀損、汚損などの事情により再交付を希望するときは、「ライフパートナー宣誓書受領証等再交付申請書（様式第7号）」を提出してください。

《受領証等の提示を受けられた方へ》

神戸市では、「“こうべ”の市民福祉総合計画2025」の基本理念に基づき、全ての市民が多様性の理解を広げ、人権を尊重し、互いに関わりあいを持ち、協力することで、助けあいながら暮らしていくことができる社会の実現をめざし、神戸市ライフパートナー制度を実施しています。

本制度は法的効力を発生させるものではありませんが、受領証の提示を受けられた方は、制度の趣旨を十分ご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

また、本制度を利用していることについて、宣誓者本人の同意なく口外しないでください。

1. ライフパートナーとは

互いを人生のパートナーとして尊重しあい、日常生活においても対等な立場で継続的な共同生活を営んでいる又は営むことを約した関係をいいます。

2. 宣誓書を受領した際に確認した事項

この受領証は、神戸市長に対して、下記の事項に該当することを確認したうえでライフパートナー宣誓書を提出した二人の者に交付しています。

- （1） 双方が民法（明治29年法律第89条）第4条に定める成年に達していること
- （2） 一方又は双方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること
- （3） 双方とも婚姻しておらず、かつ、宣誓しようとする相手方以外と事実婚の関係がない、又はライフパートナーを形成していないこと
- （4） 民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない者同士の関係にないこと（宣誓者同士の養子縁組の場合は除く）

様式第 3 号（第 6 条関係）

（表面）



ライフパートナー宣誓書受領証カード

神戸市ライフパートナー制度実施要綱の規定に基づき、
ライフパートナー宣誓書を受領したことを証します。

宣誓者.....

宣誓者.....

(年 月 日生)

(年 月 日生)

住所.....

住所.....

宣誓日.....年.....月.....日

交付番号.....神戸市長 署名印字

（裏面）

☐ 戸籍上の氏名等（通称名を使用している場合）



宣誓者.....

宣誓者.....

☐ 再交付年月日等.....

《注意事項》
☐ 次の場合には、ライフパートナー宣誓書受領証等を返還してください。
(1) ライフパートナーの関係を解消したとき
(2) 一方が死亡したとき
(3) 双方が市内に住所を有しなくなったとき
(4) 前各号のほか、要件に該当しない、若しくは虚偽の事実が判明したとき

受領証の提示を受けられた方へ

神戸市では、「“こうべ”の市民福祉総合計画 2025」の基本理念に基づき、全ての市民が多様性の理解を広げ、人権を尊重し、互いに関わりあいを持ち、協力することで、助けあいながら暮らしていくことができる社会の実現をめざし、神戸市ライフパートナー制度を実施しています。
本制度は法的効力を発生させるものではありませんが、受領証の提示を受けられた方は、制度の趣旨を十分ご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。
また、本制度を利用していることについて、宣誓者本人の同意なく口外しないでください。

（備考）寸法は、縦 54 ミリメートル、横 86 ミリメートルとする。

様式第4号（第7条関係）

ライフパートナー宣誓内容変更届

(あて先) 神戸市長

神戸市ライフパートナー制度実施要綱第7条の規定により、以下のとおり変更があったことを届け出ます。

※それぞれ自署してください。

届出日		年 月 日	
変 更 事 項			
宣 誓 者		変更前	変更後
	住 所		
	ふりがな		
	氏 名	(該当に ☒ ：□通称名 □戸籍上の氏名)	(該当に ☒ ：□通称名 □戸籍上の氏名)
	電話番号		
	e-mail		
	住 所		
	ふりがな		
	氏 名	(該当に ☒ ：□通称名 □戸籍上の氏名)	(該当に ☒ ：□通称名 □戸籍上の氏名)
	電話番号		
e-mail			
変更理由	該当する理由に ☒ してください。 ☐ 改姓・改名 ☐ 転居・転入・転出 ☐ その他（)		

代筆者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

《添付書類について》

以下の書類を添付して提出してください。

- ②ライフパートナー宣誓書受領証、ライフパートナー宣誓書受領証カード

また、本人を確認できる書類（マイナンバーカード（個人番号カード）、旅券（パスポート）、運転免許証など）を提示してください。

ライフパートナー宣誓書記載内容証明書交付申請書

（あて先）神戸市長

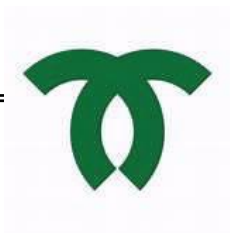
神戸市ライフパートナー制度実施要綱第 8 条の規定により、ライフパートナー宣誓書記載内容証明書の交付を申請します。

※それぞれ自署してください。

申請日	年 月 日	
宣誓者		
氏名 又は通称名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
宣誓日	年 月 日	
利用目的		

代筆者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

《本人確認について》
マイナンバーカード（個人番号カード）、旅券（パスポート）、運転免許証などを提示してください。



ライフパートナー宣誓書記載内容証明書

（宣誓者）

（宣誓者）

（ 年 月 日生）

（ 年 月 日生）

住所

住所

宣誓日 年 月 日

交付番号

上記のとおり、「神戸市ライフパートナー制度実施要綱」に基づくライフパートナー宣誓書に記載されている内容について証明します。

年 月 日

神戸市長

署名印字

○戸籍上の氏名等（通称名を使用している場合）

（宣誓者）

（宣誓者）

《注意事項》

○次の場合には、ライフパートナー宣誓書受領証等を返還してください。

- （1） ライフパートナーの関係を解消したとき
- （2） 一方が死亡したとき
- （3） 双方が市内に住所を有しなくなったとき
- （4） 前各号のほか、要件に該当しない、若しくは虚偽の事実が判明したとき

《証明書の提示を受けられた方へ》

神戸市では、「“こうべ”の市民福祉総合計画 2025」の基本理念に基づき、全ての市民が多様性の理解を広げ、人権を尊重し、互いに関わりあいを持ち、協力することで、助けあいながら暮らしていくことができる社会の実現をめざし、神戸市ライフパートナー制度を実施しています。

本制度は法的効力を発生させるものではありませんが、受領証の提示を受けられた方は、制度の趣旨を十分ご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

また、本制度を利用していることについて、宣誓者本人の同意なく口外しないでください。

1. ライフパートナーとは

互いを人生のパートナーとして尊重しあい、日常生活においても対等な立場で継続的な共同生活を営んでいる又は営むことを約した関係をいいます。

2. 宣誓書を受領した際に確認した事項

この証明書は、神戸市長に対して、下記の事項に該当することを確認したうえでライフパートナー宣誓書を提出した二人の者に交付しています。

- （1） 双方が民法(明治 29 年法律第 89 条)第 4 条に定める成年に達していること
- （2） 一方又は双方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること
- （3） 双方とも婚姻しておらず、かつ、宣誓しようとする相手方以外と事実婚の関係がない、又はライフパートナーを形成していないこと
- （4） 民法第 734 条から第 736 条までに規定する婚姻をすることができない者同士の関係にないこと（宣誓者同士の養子縁組の場合は除く）

ライフパートナー宣誓書受領証等再交付申請書

(あて先) 神戸市長

神戸市ライフパートナー制度実施要綱第9条の規定により、ライフパートナー宣誓書受領証等の再交付を申請します。

※それぞれ自署してください。

申請日		年	月	日		
宣誓日		年	月	日	交付番号	
宣誓者	住 所					
	氏 名					
	生年月日	年	月	日	年	月 日
	電話番号					
再交付を申請する書類		申請する書類に☑してください。 ☐ ライフパートナー宣誓書受領証 ☐ ライフパートナー宣誓書受領証カード			申請する書類に☑してください。 ☐ ライフパートナー宣誓書受領証 ☐ ライフパートナー宣誓書受領証カード	
変更理由	該当する理由に☑してください。 ☐ 紛失 ☐ 毀損・汚損 ☐ その他（ ）					

代筆者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

《添付書類について》

以下の書類を添付して提出してください。

- ・再交付を申請する書類（毀損・汚損の場合に限る）

《本人確認について》

マイナンバーカード（個人番号カード）、旅券（パスポート）、運転免許証などを提示してください。

ライフパートナー宣誓書受領証等返還届

(あて先) 神戸市長

神戸市ライフパートナー制度実施要綱第10条の規定により、受領証等を返還します。

※それぞれ自署してください。

届出日		年 月 日	
宣誓者	住 所		
	氏 名		
	生年月日	年 月 日	年 月 日
	電話番号		
	宣誓日		
変更理由	該当する理由に☑してください。 ☐ ライフパートナーの解消 ☐ パートナーの死亡 ☐ 神戸市からの転出 ☐ その他（ ）		

代筆者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

《添付書類について》

以下の書類を添付して提出してください。

- ・ライフパートナー宣誓書受領証、ライフパートナー宣誓書受領証カード

《本人確認について》

マイナンバーカード（個人番号カード）、旅券（パスポート）、運転免許証などを提示してください。

ライフパートナー継続申告書

（あて先）神戸市長

私たちは、神戸市ライフパートナー制度実施要綱第 1 1 条の規定に基づき、神戸市への住所の異動前に連携自治体において宣誓書受領証の交付を受けていたこと、及び互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力しあうことを申告し、署名します。

		申告日	年	月	日		
申告者	ふりがな						
	氏名又は通称名 (自署)						
	戸籍上の氏名 (通称名使用の場合)						
	生年月日	年	月	日	年	月	日
	旧住所						
	新住所						
	当初の宣誓日の記載	☐ 希望する（当初の宣誓日 年 月 日） ☐ 希望しない					
	電話番号						
	e-mail						

代筆者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

継続申告にあたっての確認書

私たちは、神戸市ライフパートナー制度実施要綱に基づき、以下の内容を確認したうえで、ライフパートナーの継続申告を行います。

（自署）

氏名.....

（自署）

氏名.....

※必ずお二人で確認してください。

確 認 事 項			
要 綱	項 目	回答（該当するものに「☑」）	
第 2 条	（関係性） 互いを人生のパートナーとして尊重しあい、日常生活においても対等な立場で継続的な共同生活を営む関係であること	☐ 該当する	☐ 該当しない
第 3 条第 2 号	（住所） 一方若しくは双方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること	☐ 該当する	☐ 該当しない
		転入予定者氏名..... 転入予定年月日.....年 月 日..... 転入予定者氏名..... 転入予定年月日.....年 月 日.....	
第 3 条第 3 号	（婚姻等の有無） 双方が婚姻しておらず、かつ、宣誓しようとする相手方以外と事実婚の関係がない、又はライフパートナーの関係を形成していないこと	☐ 該当する	☐ 該当しない
第 1 1 条第 3 号	（転入元である連携自体への情報提供の同意） 継続申告書及び添付書類の提出があったことを、転出元である連携自治体に通知すること	☐ 同意する	☐ 同意しない

《添付書類について》
以下の書類を添付して提出してください。
①連携自治体が交付した宣誓書受領証
②住民票の写し又は住民票記載事項証明書で発行から 3 か月以内のもの
③通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類

《本人確認について》
マイナンバーカード（個人番号カード）、旅券（パスポート）、運転免許証などを提示してください。